

笠間市教育情報端末貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、児童生徒に対する教育情報端末の貸付について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 貸付の対象となる者（以下、被貸付者という）は、次の各号に該当する児童生徒の保護者とする。

(1) 笠間市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）に在籍する児童

(2) 笠間市立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）に在籍する生徒

(教育情報端末)

第3条 教育情報端末とは、被貸付者に貸付される以下の物品のことをいう

小学校1～5年生 義務教育学校1～5年生	小学校6年生・中学校1～3年生 義務教育学校6～9年生
iPad 本体 1台	Chromebook（ノート型）本体 1台
充電器 1個	充電器 1式
充電ケーブル 1本（初回のみ貸付） 新1年生：1本（故障時に1本限り交換） 2～5年生：1本（初回のみ貸付）	
キーボードカバー 1個	
タッチペン 1本（初回のみ貸付）	タッチペン 1本（初回のみ貸付）

2 上記以外の物品は貸付しない。教育情報端末以外の物品の使用に際しては被貸付者にて別途調達するものとする。

3 タッチペンは消耗品とし、初回のみ貸付とする。故障・紛失等が発生した場合は被貸付者にて調達するものとする。

4 充電ケーブルは消耗品とし、初回のみ貸付とする。故障・紛失等が発生した場合は被貸付者にて調達するものとする。

ただし、令和4年度以降の新入学小学生及び転入生の故障については、1回に限り教育委員会で代替品と交換する。なお、紛失の場合は被貸付者にて調達するものとする。

5 被貸付者が調達した物品の使用により故障・破損等が発生したと認められるときは、教育情報端末の原状復旧に要する費用は、被貸付者の負担とする。

6 教育情報端末以外の物品はいかなる場合においても一切の貸付・補償の対象としない。なお、修理・交換・返却時に教育情報端末に装着されている物品は一切の所有権を放棄するものとする。

(貸付料)

第4条 教育情報端末の貸付料は、「笠間市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」（平成18年3月19日、条例第60号）第5条第1項の規程により、免除する。

(同意書の提出)

第5条 教育情報端末の貸付を受けようとする者は、教育長に対し「教育情報端末の貸付に係る同意書」を提出しなければならない。

2 教育長は、前項の同意書の提出を受け、適当と認めたときは、教育情報端末の貸付を決定するものとする。

(貸付期間)

第6条 教育情報端末の貸付期間は、以下のとおりとする。

iPad	小学校5年生・義務教育学校5年生の修了の日まで
Chromebook	小学校・中学校・義務教育学校の卒業の日まで

2 前項の規程に関わらず、教育情報端末を使用する児童生徒（以下「使用者」という。）が第2条の要件に該当しなくなったときは、貸付期間は終了する。

3 貸付期間が終了した場合、被貸付者は速やかに児童生徒が在籍する学校の長（以下「学校長」とする。）学校長へ返却するものとする。

(管理)

第7条 教育長は、貸付の状況を明らかにするために台帳を備えなければならない。

2 教育長は、貸付の状況に変更が生じたときは台帳に記載する。

(教育情報端末の取扱い)

第8条 被貸付者及び使用者は、教育情報端末について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 被貸付者及び使用者は、笠間市教育委員会又は学校長から、教育情報端末の管理運営にあたり必要な指示があった場合はその指示に従うものとする。

3 被貸付者及び使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)教育情報端末を第三者に使用させること、又は転貸すること。

(2)教育情報端末を売却、分解・改造、廃棄又は故意に破損すること。

(3)教育情報端末を学習活動及び学校運営活動以外に使用すること。

(4)教育情報端末を使用し、第三者に対し危害を加えること。

(5)その他教育情報端末の貸付の目的に反する行為を行うこと。

4 被貸付者及び使用者は、児童生徒の適正な端末利用の確認、およびシステムのセキュリティの保全を目的として、次の各号に掲げる情報をインターネット上のクラウドサーバーに収集・保存することを了承するものとする。

(1)教育情報端末のログイン履歴とアカウント名

(2)メールの送受信履歴および件名

(3)アプリケーションの使用履歴

(4)デバイスの稼働時間と使用の状況等

(5)インターネット検索履歴, およびサーバーへのリクエスト履歴

(6)上記に付随する情報

5 被貸付者及び使用者は、笠間市教育委員会又は学校長が必要に応じ、教育情報端末の使用履歴（インターネットの利用履歴を含む）を確認する必要があることに同意すること。

6 教育情報端末を使用することを目的としてログインをした場合は、各種クラウドサービスの利用規約に同意したものとみなす。

(データの権利の帰属及び保全)

第9条 児童生徒が作成したデジタルデータ（以降「データ」という。）の閲覧、複製、削除は児童生徒の同意なくして実施してはならない。ただし、端末の修繕、復旧等を行う場合はこの限りではない。

2 データの保全およびバックアップは被貸付者及び児童生徒がその責任を負うものとする。

3 教育情報端末、情報システム、及び各種クラウドサービスの事故・故障・修理等に起因するデータの破損、消失等が発生した際に、教育委員会及び学校長はデータの復旧、復元等の

一切の義務を負わないものとする。

4 貸付期間終了後1ヶ月が経過した端末のデータは、それにかかる一切の権利を放棄するものとし、笠間市教育委員会が削除する。

(充電及びインターネット通信に係る経費)

第10条 被貸付者は、教育情報端末の使用にあたり、次の各号に掲げる経費を負担しなければならない。

(1)使用者が在籍する学校以外の場所における教育情報端末の充電に係る経費

(2)使用者が在籍する学校以外の場所におけるインターネット通信に係る経費

(亡失又は損傷の報告)

第11条 被貸付者又は使用者は、教育情報端末を亡失したとき又は教育情報端末が損傷したときは、教育長に対し直ちに報告しなければならない。

2 前項の場合において、亡失又は損傷の事由が被貸付者又は使用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、教育情報端末の原状復旧に要する費用は、被貸付者の負担とする。

(損害賠償)

第12条 被貸付者は、教育情報端末の使用にあたり、使用者又は被貸付者の責に帰すべき理由により笠間市教育委員会又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

2 教育情報端末の使用にあたり、使用者の故意又は過失により傷害、個人情報の漏えい、著作権・肖像権等の侵害の事故が生じた場合、また、教育情報端末の使用により児童生徒に肉体的、精神的障害等の身体障害が生じた場合、笠間市教育委員会及び学校長はその責任を負わないものとする。

(教育情報端末の返却)

第13条 被貸付者は、第6条に定める貸付期間の終了日までに、学校長に対し教育情報端末を返却しなければならない。

2 被貸付者が、第6条に定める貸付期間の終了日までに返却せず学校長からの督促にも応じない場合は、被貸付者は教育情報端末の価額を弁償する責任を負う。

附 則

この規程は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。